

事 務 連 絡
令和 3 年 4 月 12 日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

医療機器の効率的な活用に係る取組の推進について

平素より厚生労働行政に格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 79 号）が平成 31 年 4 月 1 日に施行し、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 4 第 1 項に規定する医療計画に定める事項として「外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項（以下「外来医療計画」という。）」が追加されたことに伴い、「外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドライン」（平成 31 年 3 月 29 日付け医政地発 0329 第 3 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知。以下「ガイドライン」という。）において、都道府県による医療機器の効率的な活用に係る計画の策定等をお示ししたところです。

ガイドラインにおいては、医療機関が医療機器を購入する場合は、当該医療機器の共同利用に係る計画（以下「共同利用計画」という。）を作成し、医療機器の協議の場において確認を行うこととし、共同利用を行わない場合については、その理由について協議の場で確認することとしています。今般の新型コロナウイルス感染症対策等のため、一部の都道府県においては外来医療計画に基づく医療機器の効率的な活用に係る取組の実施に遅れが生じていると承知しています。こうした現状に鑑み、当該取組について下記のとおりとしますので、内容を御了知の上、適切にご対応頂くようお願いいたします。

記

1 医療機器の効率的な活用に係る趣旨・内容の再周知について

令和 2 年 4 月から外来医療計画に基づく医療機器の効率的な活用に係る取組について運用を開始することとしていましたが、新型コロナウイルス感染症対策等の影響により医療機関への周知が困難であったこと等の理由から、一部

の都道府県においては、その運用に遅れが生じているものと承知しています。今後、中長期的に医療機器の共同利用に向けた取組を着実に推進していく観点から、外来医療計画に基づく医療機器の効率的な活用に係る取組が開始できていない都道府県におきましては、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係団体、医療機関等に対し、共同利用計画の作成等、医療機器の効率的な活用に係る趣旨・内容について、再周知いただきますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により協議の場を対面形式で開催することが困難な場合等においては、オンラインや書面での開催等とし、また、医療機関が新型コロナウイルス感染症対応のため早急に医療機器を導入する必要がある場合は、当該医療機関による共同利用計画の作成及び協議の場での確認を事後的に行う取扱いとするなど、柔軟に対応いただくようお願いいたします。

2 医療機器の更新（入替え）やリース契約により医療機器を設置した場合の取扱いについて

ガイドラインにおいては、医療機関が医療機器を購入する場合は、共同利用計画を作成することとしている中、医療機器の更新（入替え）やリース契約により医療機器を設置した場合の取扱いに関する照会をいただいておりますが、医療機器の更新（入替え）やリース契約により医療機器を設置した場合についても、共同利用計画の作成を要する場合に該当するものと解しておりますので、併せて周知いただきますようお願いいたします。

3 医療用機器の効率的な配置の促進に向けた特別償却制度について

医療保健業の用に供する超電導磁石式全身用MR装置、永久磁石式全身用MR装置、全身用X線CT診断装置（4列未満を除く。）及び人体回転型全身用X線CT診断装置（4列未満を除く。）を購入する医療機関においては、別添「「地域における医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度について」の一部改正について」（令和3年3月31日付け医政発0331第3号医政局長通知）のとおり、医療用機器の効率的な配置の促進に向けた特別償却制度が利用可能な場合があるため併せて周知をお願いいたします。

4 今後の進捗状況等の確認について

医療機器の効率的な活用に係る取組の進捗状況等の確認のため、医療機関より提出された共同利用計画の件数（協議の場において確認できていないものを含む）等について、令和3年8月頃に各都道府県からご報告いただくことを予定しております。